

令和3年3月18日

組合員・利用者 各位

佐久浅間農業協同組合
代表理事組合長 浅沼 博

要改善JA指定の解除について（お知らせ）

平素よりJA佐久浅間の事業運営全般にわたり格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、全国農業協同組合中央会および農林中央金庫が定める不祥事点検基準に基づき、平成28年9月8日に通知された「不祥事点検基準に基づく要改善JA指定」が令和3年3月16日付で解除され、JAバンク健全化要綱に基づくJA系統組織の当JAに対する不祥事再発防止に対する指導が終了となりましたことをご報告いたします。

指定以降、約4年半という長きにわたり、組合員・ご利用者の皆様にご不便と御心配をお掛けしましたこと、改めてお詫び申し上げます。

当組合は、今後も業務改善への取組みを継続して実施するとともに、更なるコンプライアンスの遵守に努めてまいります。

つきましては、組合員・ご利用者の皆さまに信頼される組織として事業活動に邁進してまいりますので、今後ともご指導とご協力を賜りますようによろしくお願い申し上げます。